公益財団法人第五福竜丸平和協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人第五福竜丸平和協会と称する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、昭和29年3月1日ビキニ水爆実験の被災船第五福竜丸を 記念し、原水爆被害の諸資料を収集・保管・展示することにより、都民をはじ め広く国民の核兵器禁止・平和思想の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 第五福竜丸の保存・管理・展示事業
 - (2) 第五福竜丸を中心に原水爆の被害に関する資料の収集・保管・展示 事業
 - (3) 前2号の事業の発展・充実のための普及・広報活動事業
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、前項の事業の推進に資するため、第五福竜丸及び原水爆に関する出版物の刊行、記念品の作成・配布事業を行う。
- 3 前2項の事業は、東京都内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第172条第2項に規定するこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして評議員会で決議した財産及び別表

- の財産をもって構成する。
- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を 達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財 産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あ らかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。
- 3 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (以下「公益法人認定法」という。)第5条第16号に定める公益目的事業を行 うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度 が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間、また、従たる 事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務 所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち 重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日にお ける公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するも のとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員7人以上10人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般法人法第179条から第195条の規 定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議 員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の 事情にあるもの
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭 その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ 口から二までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生 計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

口 使用人

- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者 又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人) 又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の 議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠 の評議員を選任することができる。
- 4 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、 当該2以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するとき は、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 5 第3項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、 退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任 により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として の権利義務を有する。

(報酬等)

- 第13条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの 附属明細書の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた 事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に 基づき代表理事が招集する。
- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、当該評議員会において出席した評議員中から選出する。

(決議)

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を 除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事頃
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、 署名、押印をしなければならない。

第6章 役員等

(役員の設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上6人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち1人を専務理事とし業務を執行する。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、 自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 専務理事は、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議 によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし常勤の理事に対しては、評議員会にて定めた役員報酬に関する規程に基づき支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問及び専門員会)

- 第28条 この法人に、顧問及び専門委員若干人を置くことができる。
- 2 顧問及び専門委員は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、 理事会において任期を定めたうえで選任する。
- 3 顧問及び専門員は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び専門委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する 費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を 招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く 理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96 条の要件を満たしているときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、出席した代表理事及び監事が、署名、押印をしなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の 決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地 方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する朝日新聞に掲載する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

- 第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、代表理事が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表 理事が別に定める。

第11章 賛助会員

(賛助会員)

- 第41条 この法人の目的に賛同し、賛助会費を納入する個人又は団体を賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会費は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整 備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法 人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、川崎昭一郎とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

浅見清秀桂川秀嗣岸田正博大石又七岩佐幹三猿橋則之榛葉文枝岩垂 弘

高原孝生 日塔和彦

別表 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産(第5条関係)

財産種別	場所•物量等
美術品	ベン・シャーンのラッキ
	ードラゴンシリーズ素描
	7 点
	1994年 120 万円で購
	入

*定款発効日 平成21(2009)年11月2日